福祉·高齢者

介護保険·高齢者福祉

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにと生まれたしくみで、高齢者の介護を社会全体で支える「社会保障制度」です。介護保険のサービスを利用する必要がある人は、要介護(要支援)認定の申請をする必要があります。

要介護認定の受付

申請ができる方

本人または家族が申請を行います。

もしくは下記の方や団体に申請の代行を依頼することができます。

·成年後見人

・地域包括支援センター

·指定居宅介護支援事業者 ·介護保険施設

問 福祉センター 健康福祉課 ₹710-8286

申請時に必要なもの

○65歳以上の人

要介護・要支援認定申請書(福祉センター窓口にあります。)

介護保険被保険者証

○40~64歳の人

要介護·要支援認定申請書(福祉センター窓口にあります。)

加入医療保険の資格確認書等

○高齢者福祉サービス

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備考
生きがいデイ サービス	身体や生活機能の低下を予防 するため、デイサービス施設に 通所し、昼食や入浴、運動、レク レーションなどをします。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	1回 280円+食費 (実費)	週1回程度 送迎あり 委託先:新宮偕同園
ホームヘルプ サービス	身体機能低下に伴う家事(掃除・買い物など)や日常生活の 自立を支援します。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	介護保険生活援 助等報酬単価の 1割	回数は、状況に応じて決定。 1回45分程度。月2〜4回。 委託先:新宮町社会福祉協 議会
ショートステ	介護者が冠婚葬祭や入院により、在宅での介護が急遽、困難になった場合、短期間老人ホームに入所できます。	身体能力の低下や認知症状など により自立した生活が困難なお おむね65歳以上の高齢者	費用額の1割	月4日まで 委託先: 新宮偕同園
配食サービス	栄養改善や安否確認が必要な 人へ昼·夕食の配達をします。	身体機能低下のため調理や買い物が困難な状態にあり、また調理や買い物の支援が受けられない65歳以上の高齢者世帯や独居者。これに準じる世帯および身体障がい者。	1食260円を差 し引いた金額	回数は、状況に応じて決定。 委託先: 宅配クック1・2・3 ライフデリ

〈以下は広告スペースです〉



フナコシ接骨院

受付時間 月~金 8:00~12:30

15:00~20:00

土曜日 8:00~14:00

休 日 日・祝

※お急ぎの方いつでも、ご連絡下さい
※無料送迎致します

古賀市青柳2397・青柳バス停前

四943-3993



高

齢



す。

高

齢

者

○ 新宮町高齢者運転免許証自主返納支援

新宮町では高齢者の運転による事故を減らすため、 満70歳以上の人が運転免許証を自主返納した場合、次 の支援を行っています。

対象 次のすべてを満たす人

- ・新宮町に住民登録があり、満70歳以上の人
- ・自主返納から6か月以内である人
- ※罰則や期限切れで取り消しになった場合を除く
- ※これらの条件に違反したことが判明した場合、交付 後でも申請した金額の返還を求めます。

支援内容

次の中から1つ選択(1人につき1回に限ります)

- ・マリンクス回数券20,000円相当分
- ・ICカード乗車券15,000円相当分 (SUGOCA, nimoca)

申請に必要なもの

- ・運転免許証を自主返納した際に発行される運転免許 証の取消通知書
- ·新宮町高齢者運転免許証自主返納支援申請書(役場2) 階地域協働課窓□または町ホームページから取得で
- ※必要書類がそろえば、代理での申請もできますが、受 け取りは原則、免許証を返納した本人に限ります。

受付時間

月曜日~金曜日 8時30分~17時

- ※土曜日・日曜日、祝日および年末年始(12月29日~ 1月3日)は受付不可
- ●受付場所(問い合わせ先)

○新宮町シルバー人材センター

間 4963-4890

公益社団法人新宮町シルバー人材センターは仕事を 通じ、地域社会に貢献する団体です。

働く意欲のある60歳以上の人を会員として、自治体 や企業、家庭などから臨時的・短期的な仕事を受注し会 員に提供しています。

新宮町にお住まいの原則60歳以上で働く意欲のある 人なら、どなたでも入会できます。たくさんの出会いと 生きがいがあなたを待っています。

瞳がい者福祉

障がい者の福祉に関する相談(手帳の取得や、各種福 祉サービスの利用など)は、役場内の基幹相談支援セン ターが行っています。

まずは、お気軽に役場健康福祉課障がい者福祉担当 へ問い合わせください。

○手帳制度

身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳 の3種類があります。

障がいのある人が、手帳の交付を受けることにより、 様々な福祉サービスを受けやすくなります。

(提供されるサービスは、等級などにより異なります。)

○自立支援医療

更正医療・育成医療・精神通院医療の3種類がありま す。指定医療機関での医療費の自己負担が、原則1割に なります。所得に応じて、負担上限額があります。

更正医療

身体障害者手帳の交付を受けている人が、血液透析・ 心臓手術・関節手術など、身体の障がいを軽減・除去す るための治療を受ける場合

〈以下は広告スペースです〉■





〈以下は広告スペースです〉

特定非営利活動法人 はくちょうの会

就労継続支援B型 はくちょう共働作業所

共同生活援助 はくちょうホーム

利用者募集中

福岡市東区和白東4丁目19番1号 🔲 🗷 🔲 TEL**092-402-0577**



齝

者

育成医療

18歳未満で、治療をすることで身体の障がいの進行を防いだり、軽減したりできる場合

精神通院医療

精神疾患で通院する場合

重度障害者医療費

「重度障害者医療費」をご参照ください。

○日常生活の援助

次のサービスの利用には事前の手続きが必要です。 手続きに時間を要するものもありますので、早めにご 相談ください。費用はいずれも原則1割負担です。障が いの種類・程度、年齢により提供できるサービスは異な ります。詳しくは問い合わせください。

障害福祉サービス

在宅での介護や家事を提供するサービス、通所して 日中活動や就職のための訓練をするサービス、施設や グループホームなどでの入所・共同生活を支援する サービスがあります。

利用できるサービスは、障がいの内容や程度によりことなりますので、まずはご相談ください。

補装具の給付

障がいを補うために必要な補聴器・装具・車いすなど の用具の給付や修理をします。

日常生活用具の給付

障がい者の日常生活の利便を図るためにストーマ用 具や入浴・移動補助用具などの給付を行ないます。障が いの種類、程度、年齢により給付できる用具に決まりが あります。

住宅改修の助成

肢体不自由に配慮した、段差解消・手すり取り付けなどの改修工事をする際、20万円を限度に改修費を助成します。

自動車改造費助成

肢体不自由により、自動車の操縦装置などの一部を 改造する場合、改造に要した費用を10万円を限度に助 成します。

自動車運転免許取得助成

身体障害者手帳4級以上、療育手帳所持者が免許を取得する場合、10万円を限度に助成します。

〇手当

障害児福祉手当·特別障害者手当

重度の障がいにより日常生活に常時介護を要する障がい児者に対し、手当を支給する制度。

特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する制度。

○その他

タクシー初乗り料金補助

重度の障がい者に対し、タクシー料金の初乗り料金 を補助する制度。

町営渡船旅客運賃助成

心身障がい者に対し、町営渡船旅客運賃を助成する制度。

有料道路の通行料金割引

次のいずれかに該当する場合、有料道路の通行料金 を割り引く制度。事前に車の登録手続きが必要です。 (営業車・貨物車は除きます)

- ・身体障がい者が自家用車で運転する場合
- ・重度の身体障がい者または重度の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合

NHK放送受信料の減免

次のいずれかに該当する場合、NHK放送受信料が免除されます。

- ・障がい者同居世帯で低所得世帯などの場合
- ・重度の障がい者が世帯主で受信契約者の場合
- ・視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合



新宮町地域包括支援センター

高齢者や家族のみなさんが、住み慣れた町で安心して暮らしていけるように、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、ケアプランナーが互いに連携を取りながら、「チーム」として支援していきます。

高齢者に関する総合相談窓口

介護に関する心配や悩み以外にも、健康や生活のことなど「どこに相談すればよいかわからない」といった相談内容も受け付けています。

お気軽にご相談ください。

高齢者の権利や財産を守ります

高齢者のみなさんが毎日を安心して生活できるように、社会資源の情報提供や次のような相談を受け付けます。

①お金など財産の管理や契約に関すること

「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」などの利用支援や情報を提供します。

②虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待の早期発見・状況把握に努め、家族などの負担を軽減する支援を行います。

③消費者被害の防止

高齢者を対象とした詐欺が横行しています。被害を 未然に防ぐための取り組みや情報提供を関係機関と連 携して行います。

みなさんの健康をサポートします

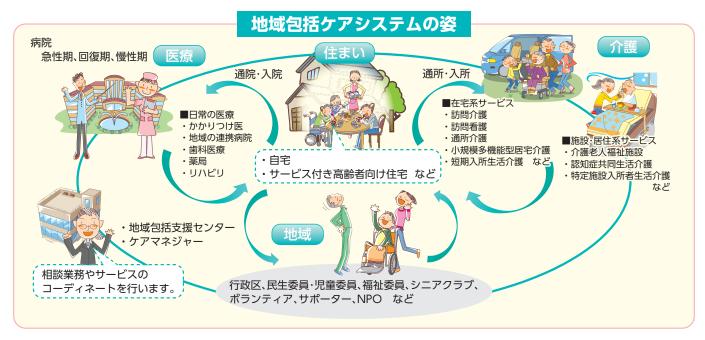
年をとって身体を動かさなくなると、身体の筋力や柔軟性の低下、気分の落ち込み、認知症などの危険性が高まります。

地域包括支援センターでは、できる限り在宅で自立 した日常生活を継続できるよう健康づくりや介護予防 の教室を実施しています。

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備考
ここから教室	"「こころ」と「からだ」を健康に"をテーマに運動指導士の指導のもと、健康づくりや運動の楽しさを学びます。健康維持活動をこれから始める人向けの教室です。	65歳以上の人 (介護認定があり、介 護サービスを受けて いる人は対象外)	なし	6グループで実施中。 各グループ月2回実施。 会場:シーオーレ新宮、ふれあい交流館、 福祉センター
元気ライフ 教室	高齢期の健康づくりや会議予防、 生きがいづくりをテーマに開催 します。	65歳以上の人 (介護認定があり、介 護サービスを受けて いる人は対象外)	なし (一部教室負 担金あり)	水中エクササイズ:イトマンスイミング スクール新宮校 ケアトランポリン教室:ふれあい交流会 転倒予防教室:福祉センター たのしい音教室:シーオーレ新宮 ボウリング教室:新宮Jボウル
シニア講座	高齢期の人に向けてあらゆる テーマで講座を行います。	65歳以上の人	なし	会場:ふれあい交流館
元気塾	どうして介護が必要になっていくのか、「介護予防」は具体的にどんなことをするといいのかを学びます。自分らしく"生ききる"ためのヒントをお伝えします。	65歳以上の人 (介護認定があり、介 護サービスを受けて いる人は対象外)	なし	会場:ふれあい交流館
地域健康教室 (地域サロン)	高齢期の健康づくりや介護予防 に関する出前講座を行います。	おおむね65歳以上 の人	なし	地域の要望の応じて実施。 会場:各地区公民館 窓口:社会福祉協議会

総合的にみなさんを支えます

高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えられるよう[地域包括ケアシステム]づくりを進めています。

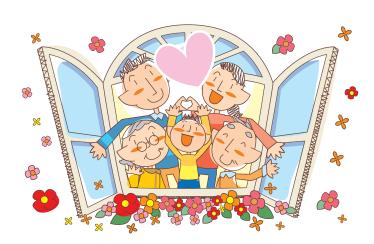


しんぐるっと~支え合いのまちづくり推進会議~

協議体

地域住民やボランティア、医療介護関係者、町内事業所など様々な人々が一緒に「これからの新宮町の支え合いのためにできること」を考える場として「協議体」が立ち上がりました。

協議体は定期的に開催し、「いつまでも自分らしく安心して暮らせるまちづくり」に取り組んでいきます。



新宮町社会福祉協議会

新宮町社会福祉協議会では、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体としてとらえ、みんなで協力して解 決を図ることを目的とし、「福祉のまちづくり」をめざしています。

そのために、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、具体的な福祉サービスの企画や実施を行いま す。

新宮町社会福祉協議会の福祉サービス

サービス名	内容	対象者	備考
車いすの貸出	一時的な貸し出しをします。	外出時などに必要な人	1カ月程度 ・利用料:無料
移送サービス	車いす(2台)のまま乗れるリフトカーの貸出。運転する人がいない場合には、運転ボランティアによる送迎を調整することもできます。	新宮町社会福祉協議会の 社協会員 在宅で外出の際に車いす を使用する人	月2回まで ・利用料:無料
あんしん生活 支援事業	介護保険制度などでは対応できない日常生活の 困りごとをホームヘルパーがお手伝いします。 ・家事援助 ・身体介護	65歳以上の人 障がいのある人 一時的な病気や産前産後 などで家事や介護にお手 伝いが必要な人	月〜土曜日 8時〜18時 (祝日・年末年始除く) ・利用料:500円〜 利用時間・内容に応じて設定あり
日常生活自立 支援事業	住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や、日常的金銭管理のお手伝いをします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理 ・書類等預かりサービス	認知症、知的障がい、精神 障がいなどで、判断能力 が不十分なため日常生活 でお困りの人	生活保護を受けている人は無料 相談は無料 ・利用料:1,200円〜 利用時間・内容に応じて設定あり
法人後見事業	日常生活自立支援事業での対応が難しくなった 人が、これからも安心して地域で暮らすことがで きるように、社会福祉協議会が後見人となり支援 します。	判断能力が低下した人	詳しくは社会福祉協議会窓口へ ・自己負担金あり
貸付事業 (町·県)	○総合支援資金 離職などにより一時的に収入がなくなった人が、再就職し生活を再建するまでの間に必要な費用 ○教育支援資金 学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校に就学および入学に際し必要な費用	低所得者で貸付を受けることにより、安定生活ができる人で、他の融資を受けることが困難な人	※この他にもあります。詳しくは 社会福祉協議会窓□へ

住所:新宮町緑ケ浜4丁目3番1号 **└**:963-0921 FAX:963-0127 メール: shingu@deluxe.ocn.ne.jp



まずは、お気軽にお問合せください。



新宮町社会福祉協議会 キャラクター ココロちゃん

○その他の相談機関

福祉の相談

法律相談

平日 9時~17時

悪質商法・振り込め詐欺などの相談

月~金 9時~16時30分 10時~16時 福岡県警察110または#9110

認知症の相談

- 火·木·金·土 10時~16時 火・金は家族会会員担当 木・土は保健師担当
- 火·木·金 11時~15時 第3火曜日・祝日は休み
- ○家族の会・認知症の電話相談110番 ****0120-294-456 月~金 10時~15時

健康

成人の健康

問 福祉センター健康福祉課(健康づくり担当) ▶962-5151

○ 健診(健康診査・がん検診・その他検診)

集団健診(シーオーレ新宮にて実施)・個別健診(実施 医療機関にて実施)があります。実施期間や対象者、検査 費用など、詳細は健診ガイド(町広報誌「Active新宮」折 込チラシ)または町ホームページにてご確認ください。 ※健診項目などは毎年見直します。

健康診査

生活習慣病の予防・早期発見のための健診です。血液検査、身体測定、尿検査等を行います。

以下の人を対象に実施しています。

- ○新宮町国保特定健診
 - ・40歳~74歳の新宮町国保加入者
- ○健康診査
 - ・20歳~39歳の町民
 - ・20歳以上の生活保護世帯に属する町民
 - ・40歳~74歳の国保以外の健康保険の被扶養者
- ○後期高齢者健康診査
 - ·後期高齢者医療広域連合加入者

がん検診・その他検診

加入する健康保険に関係なく受診できます。 (検査項目)

肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん 検診、乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検 査、骨粗しょう症検診、歯科健診

○健康相談

健診結果や健康づくりに関する相談を受けています。保健師・管理栄養士が対応します。まずはお電話ください。平日9時~17時。

○献血(年3回実施予定)

血液は人工的につくることができず、長期間保存することができません。そのため輸血に必要な血液を十分に確保する必要があります。病気の治療や手術などで輸血を必要としている患者さんのいのちを救うために献血にご協力ください。会場、日程は町広報誌「Active新宮」または町ホームページでお知らせします。

400mLの献血に協力をお願いします。(体重50kgを超える方)

【対象年齢】

- ·男性 17歳~69歳
- ·女性 18歳~69歳
- ・65歳以上の献血については、献血する人の健康を考え、 60歳~64歳の間に献血経験がある人に限ります。

必要なもの

- ・献血カードまたは、献血アプリ「ラブラッド」を登録している端末
- ・献血カードを持っていない人は、本人確認書類(マイナンバーカードなど)

○各種助成等

詳細や申請方法等は問い合わせてください。

骨髄等ドナー助成金交付制度

骨髄・末梢血幹細胞移植を必要とする患者がドナー提供を受ける機会を増やす一つの方策として、骨髄等ドナー提供者へ経済的負担を軽減するための助成金交付制度を実施しています。

小児・AYA世代がん患者在宅療法生活支援事業

40歳未満の末期がん患者に対して、在宅介護サービスに係る利用料の一部を助成しています。

アピアランスケア推進事業

がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促進し、療養生活の質の向上を目的に、医療用ウィッグや補整具等の購入費の一部を助成しています。

○高齢者予防接種

※実施医療機関や自己負担額など詳しく は町ホームページをご覧ください。

種類	対象者	備考
带状疱疹	対象者は年度によって異なります。 ①年度内に65歳になる人 ②60歳以上65歳未満で、免 疫機能障がいがあり、日常 生活がほとんど不可能な人 ③年度内に70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳に なる人(令和11年度まで) ④101歳以上の人全員(令 和7年度のみ)	生涯1度のみの助成です。接種機会を逃さないようご注意ください。
インフルエ ンザ・コロナ ウイルス	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で、心 臓・腎臓・呼吸器・免疫機能 の障がい(身体障害者手帳 1級相当)を有する人	
肺炎球菌	①65歳の人(65歳の誕生日の前日 から66歳の誕生日の前日まで) ②60歳から65歳未満で、心臓・腎臓・ 呼吸器・免疫機能の障がい(身体障 害者手帳1級相当)を有する人	これまでに町の補助を受け高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがある人は対象外です。

○その他予防接種

※実施医療機関など詳しくは町ホーム ページをご覧ください。

種類	対象者	備考
風しん	昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性で、令和7年3月31日までに風しんの抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な人で、MRワクチンの供給などの理由でワクチンが接種できなかった人の風しん抗体検査で抗体価が低いことが確認されている妊娠を希望する女性	・令和7年度以降、抗体 検査を実施した人 対象外です。 ・対象者は令和9年3月 31日まで無ができます。 予防接種自己にができます。 予防接種の1/2(上限 5000円)を助成します

ごみ

問 環境課

\963-1732

○ 可燃ごみ(燃やすごみ)

ごみの出し方

午前7時から収集を開始しますので、それまでに出し てください。

- ・収集コースに面している場合は、収集コースに面し た自宅敷地内に、また、集合住宅で自己のごみ庫を設 置しているところは、ごみ庫に出してください。収集 コースに面していない場合は、収集コース(決められ た場所)まで出してください。
- ・町の指定ごみ袋に入れ、結び□を結び、鳥や動物に荒 らされないよう、ネットやポリバケツなどを使用して 出してください。
- ・指定ごみ袋はスーパーやコンビニで販売しています。
- ・祝日・休日も収集を行います。

ただし、お盆・年末年始については収集が休みになる ことがあります。

変更については町広報誌 [Active新宮]、町ホームペー

ジ、町公式LINEでお知らせします。

新宮町指定可燃ごみ袋

種類	大きさ	価格(10枚)
大	45%	630円
八 八	30¦%	370円
特小	20¦ฆ	210円



区域	ごみ出し日
2	水曜日・土曜日

2区域はJR鹿児島本線から山側の区域

北

	福岡市	350
区域	ごみ出し日	`
1	火曜日·金曜日	
■ 1区域はJR	鹿児島本線から海側の区域	

※相島の可燃ごみの収集日は火曜日・ 金曜日です。

〈以下は広告スペースです〉■

1977年6月創業の実績と情熱・真心 で選ばれ続ける企業を目指し 心・安全」をお届け致します。

福岡産業開発株式会社

産業廃棄物処理



〒811-0102 新宮町大字立花口2191番地1 TEL 092-962-9007 FAX 092-962-9008

http://www.fsk-sanpai.com/

子供たちの見守りと 防犯パトロール実施中

古賀市

福岡衛生工業株式会社

-般廃棄物収集運搬



新宮町大字立花口571番地の47

TEL 092-963-4423 FAX 092-963-4424



SGメンテナンス 株式会社

浄化槽の保守点検 工場等の汚水処理施設の保守点検・清掃 産業廃棄物の収集運搬

排水管・貯水槽の点検・清掃

新宮町大字立花口571番地の47

TEL 092-963-4434

1

可燃ごみに出せるもの

種類 台所のごみ※1※2 紙類※3 布類·皮革類

ゴム・ビニール・プラスチック類 木片・草木類※4 剪定木・その他※5



- ※1 生ごみは十分に水を切って出してください。
- ※2 天ぷら油などの使用済食用油は、分別収集時に出して再資源化に協力してください。
- ※3 新聞紙、雑誌、段ボールなどはできるだけ古紙回収団体などに出して再資源化に協力してください。
- ※4 庭の掃除でとった草などはよく土をとって出してください。
- ※5 剪定木は、町指定の可燃ごみ袋からはみ出ていると収集できませんので、必ず入る大きさ(長さ)に切って出してください。

注 意

ルールが守られていないごみは、収集できません。(シールを貼ってお知らせします) ごみの出し方を見直して、次のごみ回収日に出してください。



●袋の中に燃え ないごみが 入っている



●ごみの上に袋を貼り付ける



●指定ごみ袋の 上に他の袋を つけたす

○ 資源となるもの(分別収集など)

地域別分別ステーション

行政区	収集日
緑ケ浜・下府1・下府2・桜山手・湊坂・パークシティ・新宮・湊・杜の宮・中央駅西・よつば・(仮称)アーバンパレス新宮	毎月第2日曜日
的野・立花口・花立花・原上・ファーネスト新宮・三代・上府・夜日1・夜日2・夜日3・夜日4・中央駅前	毎月第4日曜日
相島	毎月第3水曜日

- ・毎月、各行政区で決められた場所(ステーション)・時間内に出してください。
- ・雨天でも実施します。ただし、 台風などの災害を伴う恐れが ある場合は中止します。
- ・お盆の時期に重なる場合は、変更になる場合があります。変更については町広報誌「Active新宮」、町ホームページ町公式LINEなどでお知らせします。

公設分別ステーション

月曜日〜金曜日(木曜日は除く)の9時〜15時 (正午〜13時は除く)

搬入日時 土曜日の9時~正午

(祝日・休日・年末年始・お盆は除く)

福岡衛生工業㈱敷地内

搬入場所 (新宮町大字立花口571-47) 電話 963-5300(専用ダイヤル)

※搬入前に敷地内の事務所で受付を済ませてください。 分別収集対象品目、古紙(新聞・雑誌・雑紙・段

収集品目ボール)、古布



〈以下は広告スペースです〉









4	蛍光管	陶磁器	紙パック	ペットボトル
分別区分			紙パック	PET PET
	蛍光管、電球、グロー球 など	茶碗、湯飲み、植木鉢など	牛乳、ジュース、酒などの飲料 が入っていた紙パック	ジュース・酒などの飲料、調味料などが入っていたペットボトル
··········· 注意点	Manたものは「ガラス」と「金物」に分けて出す。 LEDと判断できる製品は「金物」に出す。		 ・洗って切り開き、乾かしてから出す。 ・キャップ類、注ぎ口などは、外す。 ・内側がアルミコーティングされているもの、汚れがひどいものは、「可燃ごみ」に出す。 ・別素材のラベルやシールは、容易に外せるものだけ外す。 	るペットボトルのみ出せる。 ・つぶさずに出す。 ・プラスチック製のキャップ、ラベル類 は外して「プラスチック容器製包装」 に出す。

4	缶 [アルミ缶・スチール缶]	びん	ガラス
分別区分	7/15 23-11		
	ジュース缶、ビール缶などの飲料が入っていた缶	飲食物・調味料、化粧品、食用油、医薬品などが入っていたびん	・「びん」の対象外となるびん ・ガラス製品 ・耐熱ガラス製品(ほ乳びんなど) ・割れた蛍光管、電球のガラスなど
注意点	・上記リサイクルのマークがついているもののみを出す。 ・つぶさずに出す。 ・ボトル缶はキャップをつけたまま出す。 ♪飲料以外のものが入っていた缶、汚れや腐食のひどい缶、完全につぶれた缶(板状のもの)は、「金物」に出す。	 ・キャップ類、栓、リングは外す。 (容易に外せるものだけでよい) ・注ぎ口、ラベルは外さない。 ・一升びん、ビールびんなどのリターナブルびんは、なるべく販売店に戻す。 ♪割れたびん、汚れがひどいびん、農薬などの劇薬が入っていたびんなどは「ガラス」に出す。 	・注ぎ口、ラベルは外さない。・割れたびんやガラスは、包んでいた紙や袋から出してコンテナに入れる。・ガラス以外の部分は、容易に外せるものだけ取り除く。

・〈以下は広告スペースです〉



4	発泡スチロール (トレイ以外)	プラスチック製容器包装	使用済食用油
分別区分		193	
	発泡スチロール製の梱包材・保冷 箱など	・食品用トレイ(白柄・色柄) ・菓子袋、ポリ袋、洗剤容器、包装用フィルム、チューブ、 カップなど	てんぷら料理などに使用 した食用油のみ
··········· 注意点	・ラベル、ラップ、ビニール、荷札、 テープ、シール類はできるだけ外 す。(ただし、外せないものはその まま出してよい。) ・大型のものは、かさばらないよう に20cm角程度に割って出す。 ♪ 汚れがひどいものは「可燃ご み」に出す。	 ・本体やラベルなどに上記リサイクルのマークがついているもののみ出せる。 ・容器類は中身を空にし、洗って、乾かして出す。 ・別素材のラベルやシールは、できるだけ外す。(ただし、外せないものはそのまま出してよい。) ・自立式袋に入れる際は、持ってきた袋から出して入れる。 ♪汚れがひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・経衝材(プチプチ状ビニール、粒状スポンジ)は「可燃ごみ」に出す。 	・機械油やエンジンオイ ルなどは出せません。 ・自分で用意した容器に 入れて持ち込み、専用ポ リ容器に移す。

※大部分のイラストは「経済産業省HP」から引用しています。

〈以下は広告スペースです〉



分別ごみの注意点

外すものと外さないもの

容器の付属物は、外す物と外さなくてよい物に分かれますので、注意して出してください。

また、<u>外した物でプラスチック類は「プラスチック製容器包装」</u>または「可燃ごみ」へ、金属類は分別収集の「金物」へ出してください。

*キャップは外して ください。



- ●プラスチック製のキャッ プリングは、外さなくても よいです。
- ●紙パックに付いている キャップは、はさみなどで 切り取ってください。
- ※<u>ボトル缶のキャップは外</u> さずに出してください。

*ラベルは外す物と 外さなくてよい物に 分かれます。



- ●ペットボトルのラベルは 外してください。
- ●びんのラベルは外さなく てよいです。

*その他



- ●びんの注ぎ□は、外さなく てよいです。
- ●びんに付いている飾り物で、外せる物は外してください。
- ●粉コーヒーなどのびんの 中ぶたは残らないように 外してください。

その他

- *大型の発泡スチロー ルはかさばらないよ うに20cm角程度に 割って出してくださ い。
- *携帯電話などの個人 情報データは必ず消 去してから出してく ださい。

○プラスチック製容器包装の注意点



【マークの見方】



本体キャップ



法定識別 使われている JIS方式による[材質表マーク 部位 示](任意での表示)

食用油や洗剤など**返**の 対象部位の素材がPET でも「プラスチック製容 器包装」です

対象となるもの

- ●上記のマークが表示されているものに限ります。<u>ただし、プラスチック製</u>レジ袋については、上記マークがなくても出すことができます。
- ●ラベルにのみマークの表示があって、本体に表示がない場合、ラベルを 外してから出して構いません。

対象とならないもの

- ●プラスチック製であっても、上記の マークの表示がないものは出せませ ん。
- ●包装紙など、容器包装であるが、プラスチック製でないものは出せません。

出し方の注意点

- ●<u>別素材のラベルが貼ってある場合は、簡単に外せるものは外してください。</u>
- ●ラベルにのみマークが記載されていて も、取り外してから出してください。
- ●必ず中身を使い切り、きれいに洗ってから出してください。
- ●ビニール袋(レジ袋)の中にまとめて 入れている場合は、分別ステーションで中身を出してください。







粗大ごみの出し方(申し込み制)

行政区	申し込み期間	ごみ出し日	収集業者申し込み先
緑ケ浜・下府1・下府2・桜山手・湊坂・パークシティ・新宮・湊・杜の宮・中央駅西・よつば・(仮称)アーバンパレス新宮	から金曜日 (※祝日·休日は除く) 9時~16時	曜日 (業者が指定します)	福岡衛生工業㈱ 〜963-5300
的野・立花口・原上・ファーネスト 新宮・三代・花立花・上府・夜臼1・ 夜臼2・夜臼3・夜臼4・中央駅前	毎月第4日曜日の前の月曜日から金曜日 から金曜日 (※祝日・休日は除く) 9時~16時	原則:第4日曜日後の最初の火曜日 (業者が指定します)	(粗大ごみ専用)

申し込み期間内に業者に電話で申し込みます。 ※業者が伝える収集日や受付番号を間違いないよう メモをとってください。

「粗大ごみ処理シール」を販売店で購入します。 (※粗大ごみ1個につきシール1枚520円)

業者が指定した日、時間及び場所(原則:可燃ごみを出すところ)に、シールを貼った粗大ごみを出し ます。シールの「受付番号又は氏名」欄と「収集予定日」欄には、必ず記入しておいてください。

業者が収集に来ます。

- ・お盆・年末年始は申し込み期間及びごみ出し日が変更になることがあります。変更については町広報誌「Active 新宮」・町ホームページ、町公式LINEでお知らせします。
- ・相島については、別途対応となります

粗大ごみに出せるもの

①燃える粗大ごみ(町指定の可燃ごみ袋に入らないごみ) ※収集しやすいようにひもでしばって出してください。

種類	内容
寝具・敷物など	ベッドやマットレス、じゅうたん、ふと ん、畳など
大型プラスチック など	衣装収納箱、大型ポリ容器など(中は空にすること)
家具・材木など	木製家具、柱などの長尺物(20cm×1m以下)、ベニヤ板などの平材(1.5cm厚×90cm×1.8m以下)など

2燃えない粗大ごみ(分別収集の青と灰色のコンテナ に入らない金物・ガラス・陶磁器など)

新宮町粗大ごみ処理シール

収集手定日

新宮町 R100

種類	内容
※エアコン、テレビ、冷蔵庫、 冷凍庫、洗濯機、パソコン、	ステレオ、電子レンジ、スチール製机、オルガンなど50cc以下の原付バイク(事前にガソリン・オイルは空にし、バッテリーは外してください)

〈以下は広告スペースです〉■





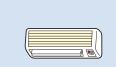
○町が収集できないごみ

家電リサイクル対象品目

対象商品

冷蔵庫·冷凍庫





エアコン







処分方法

廃棄する際には「収集運搬料金」と「再商品化料金」が必要です。

購入した販売店などまたは、買い替えをする販売店などで費用を支払って引き取りを依頼してください。

※買い替えでなく、購入した販売店などが遠隔地であったり廃業している場合は、次の業者にお問い合わせください。

パソコン

対象品目

- ・デスクトップ本体、ノートパソコン、販売時にパソコンに同梱されていたものを含みます。(キーボード、マウス、ディスプレイなど)
- ※ワープロおよびプリンターやスキャナーなどの周辺 機器は対象外です。分別収集(金物)または、粗大ごみ で出してください。

処分方法

直接メーカーに電話やインターネットで回収を申し 込んでください。

※メーカーが倒産している場合や、自作のパソコンの場合は下記へ申し込んでください。

・パソコン3R推進協会

【 03-5282-7685(問い合わせのみ)

ホームページURL

https://www.pc3r.jp/home.html

・リネットジャパン

【 0570-085-800(問い合わせのみ)

ホームページURL

https://www.renet.jp

収集しないごみ

	危険物	プロパンガスボンベ、灯油、 ガソリン、消火器(空でない もの)など
		自動車、自動二輪車、農機具、
清掃工場で	など	ボイラー、太陽熱温水器など
処理が	タイヤ・廃油	タイヤ、オイル交換の廃油、
できないもの	など	バッテリー、塗料など
	毒物・薬品など	農薬、薬品など
	自然のもの	自然石、土砂など
	その他	ボウリングの球、石膏ボー
		ド、魚網など
産業廃棄物と見	見なされるもの	建築廃材など

- ·清掃工場で処理ができないものは、販売店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。
- ・<u>産業廃棄物は、排出者の責任において処理をしなければなりません。適正な処理をしてください。</u>



-〈以下は広告スペースです〉



○その他

古賀清掃工場(エコロの森)への自己搬入(有料)

清掃工場に自己搬入(有料)する時は、古賀清掃工場 で一般廃棄物許可申請の手続きをしてください。

月曜日〜土曜日の13時〜16時30分 (祝日・休日は除く)
10kgを1単位とし、10kg毎に170円(清掃工場で納入)
古賀清掃工場(古賀市筵内1970-1) 、 942-1530
新宮町内の家庭から発生する可燃ごみ、分別 ごみ(びん・缶・ガラス・金物)、粗大ごみなど ※分別品目は地域の分別収集と同様の状態 で、分別して持ち込んでください。
使用済食用油、陶磁器、町が収集できないご み

- ・産業廃棄物は搬入できません。
- ・搬入時は、住所が確認できる運転免許証などを持参し 清掃工場の係員の指示に従ってください。
- ・年末年始の搬入については、問い合わせください。
- ・枝、木、柱などは直径20cm×長さ1m以下のもの、ベ ニア板などは厚さ1.5cm×幅90cm×長さ1.8m以下 のものに限ります。

不燃物処理場への自己搬入(有料)

搬入日時	毎月第2·3·4水曜日の9時〜16時 (祝日·休日の場合は翌日)
料金	500kgまで520円、1t車1,050円、2t車2,100円、2t以上500kgあたり520円(役場で納入)
搬入場所	新宮町不燃物処理場(新宮町大字的野710)
搬入 できるもの	コンクリート、ブロック、スレート、がれき、瓦、 陶磁器

- ・産業廃棄物は搬入できません。
- ・搬入には、投入許可証が必要です。8時30分~15時30 分の間に、役場環境課で手続き(料金の納入・搬入物の 確認)を済ませ(印鑑が必要)、投入許可証を受け取っ てから福岡衛生工業㈱の事務所に行き、従業員と一緒 に不燃物処理場へ搬入してください。

臨時ごみ収集(有料)

・自己搬入ができないときは、収集運搬許可業者に依頼 することができます。可燃ごみは新宮町指定ごみ袋と 粗大ごみは粗大ごみ処理シール料金と運搬料金が必 要ですので業者にお問い合わせください。

福岡衛生工業株 4963-4423

動物の死がい収集

・飼い犬・飼い猫などの死がいや私有地内の動物の死が い収集は、1体当たり1,650円(税込)です。直接、業者 に依頼してください。

福岡衛生工業㈱ 963-4423

・ペット霊園に埋葬を個別に依頼する方法もあります。 金額については直接ペット霊園に問い合わせくださ ()₀

○新聞、雑誌、段ボールなどはリサイクルへ!

- ・これらは、可燃ごみに出すのではなく古紙回収団体な どに出すようにしましょう。
- ・町内会や育成会が古紙回収団体となり、地域分別ス テーションで回収している場合があります。

古紙回収団体に出せないときは

- ・集団回収している団体に所属していない場合は、新宮 町福祉センターに無料で持ち込むことができます。
- ・持ち込みは各家庭から出た個人の古紙・古布類に限ります。
- ・クリップやボタンなどの異物は取ってから出してく ださい。

搬入日時	9時~17時 (福祉センター休館日は除く ※町広報「Active新宮」行事予定表参照)
搬入場所	福祉センター(新宮町緑ケ浜4-3-1)新宮町社会 福祉協議会 € 963-0921

古紙・古布回収の注意点

地域の集団回収とは品目・出し方が違う場合があり ます。ご注意ください。



「新聞」「雑誌」「ダン ボール に分け、そ れぞれひもなどで

結ぶ。(紙袋かビニール袋でも可)







[出せないもの]

新聞紙·

チラシ

ビニールコート紙、感熱紙、 油紙、写真、裏カーボン紙、 ノーカーボン紙

雑紙



衣類のみを透 明のビニール 袋に入れる。



[出せないもの]

中綿や羽毛入りの衣類、ふと ん(毛布は可)、カーテン、座 布団、カーペット類、ベルト・ バッグなどの装飾品、水着

古紙等資源再利用事業奨励金制度

- ・新聞や段ボールなどを集団回収して いる団体に、回収量1kgあたり所定の 金額の奨励金を交付しています。
- ・登録を希望する団体は、実施前に登 録申請書を提出してください。



- ※対象品目…新聞、雑誌、段ボールなど
- ※引取業者…町に登録している業者



犬・猫の飼い方

問 環境課 4963-1732

犬・猫のマイクロチップ情報の登録をしましょう

令和4年6月1日から販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。飼い主は、自分の住所や氏名、電話番号を登録する必要があります。

登録はこちらから

https://reg.mc.env.go.jp



○犬を飼うときのマナー

犬の登録、狂犬病予防注射をしましょう

- ・犬の鑑札登録を役場環境課や一部動物病院で行えます。マイクロチップの装着・登録をしている場合は、鑑札登録は必要ありません。
- ・狂犬病予防法で、生後91日以上の犬には生涯1回登録を行い、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射票の交付を受けることが義務付けられています。 注射済票の交付は役場環境課や一部動物病院で行えます。
- ※鑑札登録手数料、注射済票交付手数料が別途かかります。
- ・鑑札、注射済票は必ず首輪などにつけてください。

こんな場合に届け出が必要となります

- ・犬を飼ったときや死亡したとき
- ・飼い主が変わったときや住所が変わったとき
- ※飼い主が町外へ転出される場合は転出先の自治体 で届け出を行ってください

(新宮町への転出の届け出は必要ありません)

犬の放し飼いはやめましょう

・咬傷事故や不慮の事故を防ぐためにも敷地内でもつないでおくか、柵内で飼い、散歩中は常に引綱などをつけましょう。

散歩中などのフンは持ち帰りましょう

・フンやおしっこの不始末に関する苦情が後を絶ちません。散歩に出かける際は、必ずフンは袋に入れて持ち帰り、おしっこは水で流しましょう。フンを入れる袋や尿を流すための水を持って散歩しましょう。

○ 飼っている動物がいなくなったら(迷子になってしまったら)

飼っている動物がいなくなってしまったときは、すぐに次の3施設に連絡をしてください。なるべく早く連絡することが重要です。

- ·新宮町役場 環境課 **4**963-1732
- ·粕屋保健福祉事務所 保健衛生係 \$\ 939-1744(直通)
- ・粕屋警察署 拾得物係 **、**939-0110 また、動物がいなくなった場所が、隣接する市町など に近い場合は、隣接市町への連絡もしてください。

より見つかる可能性が大きくなります。

○猫を飼うときのマナー

室内で飼いましょう

・猫は上下に運動できる場所や落ち着ける場所があれば、室内でもストレスなく飼うことができます。ご近所への迷惑や感染症を予防するためにも、室内で飼うようにしましょう。

不幸な子猫を作らないためには

・不妊、去勢手術をすれば、望まない妊娠を防止するだけでなく、発情に伴う鳴き声やフン尿のにおいの軽減につながります。飼い主の責任で繁殖制限をしましょう。

○猫にエサを与えている人へ

地域の協力が得られない場合も、地域猫活動にならって、近隣住民とのトラブルが発生しないよう次のことを 心がけましょう。

- ・近所の人の理解を得ましょう
- ・不妊・去勢手術をしましょう
- ・エサの食べ残しはすぐに片づけましょう
- ・エサ場のすぐ近くにトイレを置いてあげましょう
- ・周辺環境の美化に努めましょう
- ペットは最後まで責任をもって飼いましょう!!



○水道の開栓および閉栓の手続き

水道の開栓および閉栓の手続きは、2開庁日前までに 次のいずれかの方法で行ってください。(電話での受付 は行っていません。)

窓口

- ・上下水道課で申請書に記入いただき、手続きを行うこ とができます。
- ・受付時間:月曜日~金曜日の8時30分~17時 (土・日曜日、祝休日は除く)

FAX

- ・申請書の必要箇所を記入し、FAXで送信してください。
- ・申請書の様式は町のホームページからダウンロード できます。(役場から様式を送ることもできます。ご希 望の場合はお電話ください。)
- ·FAX番号:941-2682 ·電話番号:963-1736

インターネット

・町ホームページの上下水道のページから 「ふくおか電子申請サービス」にアクセス し、申請ができます。





○□座振替の手続き

町内の金融機関、または上下水道課の窓口で申し込 みできます。ただし、ゆうちょ銀行の場合は、取扱店の みでの申し込みとなります。

申込書は郵送もできます。申込書の郵送を希望する 場合は、上下水道課にご連絡ください。

町内での転居の場合、旧使用場所で口座振替を利用 しており、新使用場所でも引き続き口座振替を希望さ れる場合は申込みの際にお知らせください。

※クレジットカードでの支払は取り扱っておりません。

持参するもの

印鑑(金融機関への届け印)、預金通帳など(口座番号 などがわかるもの)

口座振替が可能な金融機関

西日本シティ銀行、福岡銀行、粕屋農業協同組合、福岡 県信用組合、遠賀信用金庫、佐賀銀行、北九州銀行、九州 信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、九州労働金庫

○敷地内での漏水

メーター器より宅内側で漏水

宅内と屋外にあるすべての蛇口を閉めた状態でパイ ロットが回っていると漏水している可能性がありま す。町が指定している工事店に修理を依頼してくださ

い。給水装置修理業者は広報誌 やホームページに掲載してい ます。集合住宅や借家に住んで いる方は、管理組合・管理会社 にご相談ください。

修理完了後、申請すれば漏水 箇所により水道料金および下 水道使用料が、減免される場合 があります。詳しくは、上下水 道課に問い合わせください。



メーター器または止水栓より公道側で漏水

上下水道課に連絡をしてください。

○水道管の凍結防止

- ・むき出し、屋外にある水道管は、布や毛布などを巻い て、濡れないようにビニールなどで防水してくださ い。また、保温チューブと外装テープが一体になった 保温材が市販されています。
- ・メーター器の破裂防止には、古い毛布や布切れ、また は、発泡スチロールをくだいたものをビニール袋に入 れて、ボックス内につめ保温してください。
- ・水道管が凍結して水が出ない時は、タオルをかけてそ の上からゆっくりと、ぬるま湯をかけて溶かしてくだ さい。熱湯を急にかけると破裂することがあります。

〈以下は広告スペースです〉■

水道の事ならおまかせ下さい

(有) 豊新工業 **23962-4005**

(有)マナベ設備 **25**963-3360

㈱立花設備工業 **23962-1108**

㈱新宮設備 **23962-0382**

旬佐倉設備 25962-1205

矢 山 設 備 **23410-7021**

花田設備 **23963-2156**

浄 化 槽・維 持 管 理



環境開発工業グループ

〒811-3132 古賀市川原 968 番地 2

TEL (092)942-7671 FAX (092)942-4495

E-mail koga.kankyoukaihatsu@proof.ocn.ne.jp

下水道

○ 排水設備工事

排水設備とは?

家庭からの汚水(台所・風呂場・水洗トイレ・手洗い場などから出る生活排水)を直接公共下水道に排水するための設備です。雨水は、分流区域では水路や道路側溝に排水しますので、下水道管には接続できません。新宮町では、一部の合流区域を除き、汚水と雨水を分けて公共下水道に排水する分流式を採用しています。

水洗になると

- ・悪臭やハエや蚊の発生を防ぎ、非常に衛生的です。
- ·伝染病の予防になります。
- ・浸水被害を解消します。

が非水設備工事は町指定の排水設備指定工事店で

下水道が使用できるようになった日(供用開始)から3年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただくことになっています。また、浄化槽を設置している家は、速やかに公共下水道に接続していただくことになっています。

- ・供用開始以降に住宅などを新築される場合は、水洗トイレにしないと建築することができません。
- ・公共ますに接続するまでの排水設備の設置費用は、すべて個人負担となります。町指定の排水設備指定工事店にお問い合わせの後、見積などの詳しい説明を聞いて選定してください。
- ・土地の状況、便器の種類および個数、器具の種類、水道 配管状況や各家庭の住宅条件によって、工事の費用は 増減します。
- ・町指定の排水設備指定工事店にご相談ください。
- ・手続きはすべて、排水設備指定工事店が代理で行います。
- ·排水設備指定工事店は安心できる工事の遂行のため に、町が指定した工事店です。

○下水道使用料

排水設備工事が終わったら、検査員(町職員)、依頼者、工事店の排水設備責任技術者の3者の立ち会いで検査を行います。その後、下水道使用料がかかり、上水道料金と合わせてお支払いいただきます。

井戸水の下水道使用料について

家庭や事業所で井戸水を使用し、その汚水を公共下 水道へ排水する場合は町への届け出が必要です。また、 次の場合も申請書を提出してください。

- ・井戸水の使用を休止または廃止するとき
- ・休止中の井戸水の使用を再開するとき
- ·名義を変更するとき
- ・世帯人数に変更があるとき(2人以上もしくは、1人になったとき)
- ※井戸水の下水道使用料は、基本的に認定水量ですので、 世帯人数が変われば料金も変更になる場合がありま す。

水洗トイレや排水管がつまったら

町指定の排水設備指定工事店に依頼してください。 排水設備修理業者は、広報誌やホームページに掲載し ています。

集合住宅の場合は、管理組合・管理会社にご相談ください。

○下水道事業受益者負担金

町の下水道工事により公共下水道が使用できる供用 開始区域になると、翌年度から受益者負担金が賦課されます。

負担金額は、供用開始区域内の土地について、1㎡あたり500円です。

負担金のお支払い方法は、口座振替と納付書払いがあり、お支払い回数は5年分一括払いや分割払い(5回または20回)から選択できます。

詳しくは上下水道課に問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉







文化施設

○ シーオーレ新宮

問 子育て支援課 4963-2995 図書館 **\962-5500** 歴史資料館 **\962-5511**



所 在 地 新宮町新宮東二丁目5番1号

設 備

一般利用施設(無料施設)

·2階:図書館、4階:歴史資料館

許可使用施設(有料施設)

・1階:保健館(多目的ホール)

・3階:生活館(栄養指導室、和室、視聴覚室、レッスン ルーム、会議室1・2)

利用時間

許可使用施設:9時~22時

図書館:10時~18時

歴史資料館:9時30分~17時

休館日

年末年始(12月28日~1月4日)

※1 図書館は、毎週月曜日および毎月最終水曜日(資 料整理日)

※2 歴史資料館は毎週月曜日

①インターネットまたはシーオーレ新宮窓口で申請し てください。1か月前(使用したい月の前月の1日)か ら申請できます。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

②電話による申請は受け付けておりません。ただし仮 予約を9時から17時まで受け付けますので、必ず受 付後、一週間以内に窓口で申請をしてください。

各部屋料金表(円/1時間当たり)

		定員	部屋料	光熱費
1 階	多目的ホール	300	1,060	1,060
•••••	栄養指導室	30	840	220
	和室	50	410	220
3	視聴覚室	48	520	310
階	レッスンルーム	20	310	200
	会議室1	18	200	110
	会議室2	18	200	110

※町外の人が利用する場合は、部屋料が2倍となります。

○ そぴあしんぐう



| **所 在 地** | 新宮町新宮東四丁目1番1号

設

1階…大ホール、リハーサル室、楽屋(和・洋)、展示室、 ホワイエ、多目的ホール、和室(32畳・16畳・8 +6骨·6+3骨)、創作室

2階…小ホール、研修室1~4、交流室、グループ学習 室1.2

利用時間 9時~22時

受付時間 8時30分~17時

申込方法

インターネットまたはそぴあしんぐう窓□で申請を してください。1か月前(使用したい月の前月の1日)か ら申請できます。

※大ホール・小ホール・多目的ホールについては6か月前から 詳しくは、町ホームページをご覧ください。

休館日

·年末年始(12月28日~1月4日)

・毎週月曜日(窓口業務は通常どおり)

各部屋料金表(円/1時間当たり)

		定員・広さ	部屋料	光熱費
	大ホール(舞台のみ)		1,100	1,650
	大ホール(全使用)	615人	5,500	2,200
	リハーサル室	11m×6m	440	440
	楽屋(和)	10畳	220	110
	楽屋(洋)	10畳	220	110
	展示室	13m×11m	396	110
1	ホワイエ※1日当たり		1,100	_
- 階	多目的ホール(全面)	400人	1,100	660
PB	多目的ホール(半面)	200人	550	330
	和室1(32畳)	60人	429	110
	和室2(16畳)	30人	242	110
	和室3(8+6畳)	30人	242	110
	中庭和室(6+3畳)	6+3畳	121	110
	創作室	54人	605	110
	創作室(電気炉使用時)		1,540	110
	小ホール	100人	1,100	440
	研修室1	30人	330	110
	研修室2	30人	330	110
2	研修室3	30人	330	110
階	研修室4	30人	330	110
	交流室	32人	319	110
	グループ学習室1	10人	110	110
	グループ学習室2	12人	143	110

※10円未満は切り捨て

- ※大ホールを使用される場合は、舞台スタッフ人件費が別途必要となります。これはすべての催し物に適用され、内容に応じた人数が必要になります。スタッフの人件費(1名につき8時間)29,700円(税込)上記の時間を過ぎた場合は、超過料金として1時間当たり1人2,200円(税込)が加算されます。
- ※入場料を徴する催しで使用する場合は、部屋料が2倍となります。
- ※町外の方が利用する場合は、部屋料が2倍となります。

体育施設

問 そぴあしんぐう社会教育課 **₹962-5111 FM963-3805**

○ 新宮町民体育館

バレーボール・ソフトバレーボール・バドミントン・ 卓球などに利用できます。

所 在 地 新宮町下府二丁目1番1号

設 備 バレーコート2面、バドミントン4面

申 込 インターネット(使用日の1週間前まで) そぴあしんぐう窓口(使用日の3日前まで)

使用時間 4·5·9·10·11月 19時~22時 6·7月 19時30分~22時 8月 18時~22時 12·1·2·3月 18時30分~22時

休業日 12月29日~1月3日

使用料金

利用施設	利用区分	使用料金 (町内原	照明料金 (民)
町民体育館	半面	440円	165円
1時間当たり	全面	880円	165円

※10円未満は切り捨て

備考

- 1. 町外居住者は利用できません。
- 2. 照明料金は昼間でも使用したものとみなします。

○ 新宮杜の宮グラウンド 新宮ふれあいの丘公園第1グラウンド

サッカー・軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフなどに利用できます。

所 在 地 【杜の宮】新宮町杜の宮二丁目840番176 【ふれあいの丘】新宮町大字三代1032番1

設 備 サッカー(一般1面、ジュニア2面)、軟式野球 (1面)、ソフトボール(2面)

中 込 インターネット(使用日の前日まで) そぴあしんぐう窓口(使用日の3日前まで) 【杜の宮】杜の宮運動施設管理棟 【ふれあいの丘】ふれあいの丘公園管理棟 (使用日の2日前から当日まで)

使用時間 【杜の宮】【昼間】8時~18時【夜間】18時~22時 【ふれあいの丘】【昼間】8時~18時【夜間】18時~22時

休業日 12月29日~1月3日

使用料金

利用施設	使用 時間帯	利用区分	使用料金 (町内原	照明料金 居住者)	使用料金 (町外原	照明料金 居住者)
杜の	【昼間】	A面	550円	_	_	_
宫·ふ	8時~	B面	550円	_	_	_
れあい	18時	全面	1,100円	_	_	
の丘	【夜間】	A面	550円	825円	1,650円	825円
1時間	18時~	B面	550円	825円	1,650円	825円
当たり	22時	全面	1,100円	1,650円	3,300円	1,650円

※10円未満は切り捨て

○ 新宮町相撲場

所 在 地 新宮町緑ケ浜四丁目3番1号

設 備 相撲場(屋根付き)

申 込 そぴあしんぐう窓口

使用時間 8時~22時

休業日 12月29日~1月3日

使用料金

利用 施設	使用時間帯	施設料金 (町内		夜間料金 (町外	
相撲場 1時間 当たり	全日 8時~22時	無料	110円	330円	110円

○注意事項

- ·町外の人が、社会体育施設を利用する場合の詳細は、 町ホームページをご覧ください。
- ・詳しくは、そぴあしんぐう社会教育課まで問い合わせ ください。
- 新宮町杜の宮テニスコート 新宮町緑ケ浜テニスコート
- 間 杜の宮運動施設管理棟 🍆 / FAX963-5531

所 在 地 【杜の宮】新宮町杜の宮二丁目840番地123 【緑ケ浜】新宮町緑ケ浜四丁目1592番地826

設 備 【杜の宮】テニスコート4面 【緑ケ浜】テニスコート3面

申込インターネット杜の宮運動施設管理棟

使用時間【昼間】8時~18時【夜間】18時~22時

受付時間 8時30分~19時

休業日 12月29日~1月3日

使用料金

利用施設	使用 時間帯	使用料金 (町内原	照明料金	使用料金 (町外原	照明料金 居住者)
杜の宮・緑ケ浜 テニスコート 1コート 1時間当たり	【昼間】 8時~ 18時	220円	_	660円	_
	【夜間】 18時~ 22時	220円	330円	660円	330円

各種相談

○ 心配ごと・福祉なんでも相談

間 総務課 **\963-1730** 新宮町社会福祉協議会 4963-0921

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ご となど、人権擁護委員、行政相談委員、社会福祉協議会 職員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守り ます。

B 時 原則 毎月第2火曜日 10時~15時 ※一人当たり30分 予約は不要です。会場に14時30分までにお 越しください。

所 町福祉センター

相談内容生活・家庭不和・結婚、近隣の問題、行政に対 する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービ スの利用や金銭管理についての不安、生き がい活動などの相談

○無料法律相談

法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士 が適切なアドバイスを行います。相談は予約が必要で

時 原則 奇数月の15日 13時~16時 ※一人当たり30分

場 所 町福祉センター

対 象 原則として町内に住んでいる人(裁判中で 訴訟中のもの、弁護士に依頼済みのものは 受付できません。また、ひとつの内容につ き、1回の利用に限ります)

員 6人(開催月の1日より受け付け、定員になり 次第締め切り)

申込方法 窓口または電話

○人権相談

いじめや差別など人権侵犯についての相談

新宮町役場 人権推進室 4963-1730

時 毎週月~金曜日(祝日を除く) 8時30分~17時

福岡法務局 人権擁護部 4739-4151

時 毎週月~金曜日(祝日を除く) 8時30分~17時15分



〈以下は広告スペースです〉

初回相談(1時間)無料

弁護士法人奔流 粕屋オフィス

◇夜間·休日相談対応可(要予約)◇ ◇出張相談対応可(高齢者、障害者の方など)◇ ◇あらゆる法律問題に対応◇

交通事故、離婚、相続、遺言、多重債務、金銭トラブル、刑事事 件などの相談はもちろん、消費者被害、医療過誤、建築紛争、 労働問題など、あらゆる法律相談をお受けいたします。

相談予約 ☎092-719-0885

〈所在地〉糟屋郡粕屋町若宮2丁目7番21号 JR「原町駅」 北口から徒歩 2 分・西鉄バス「原町」 バス停前

> 〈本部所在地〉福岡市東区馬出2丁目 1 番 22 号 代表社員弁護士 池永 真由美(福岡県弁護士会所属)

弁護士法人奔流 (2001年開設) は、福岡・粕屋・宗像・朝倉の 県内4カ所で、きめ細かなリーガルサービスを提供しています。 http://www.bengoshi-honryu.com/ または 奔流 で検索

LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION HONRYU

相 談

○困りごと相談室

くらし、仕事、家計など、どんな事でもご相談くださ い。相談には、経験豊かな相談支援員が対応します。

時 毎週月~金曜日 9時30分~17時30分

○消費生活相談

問 新宮町消費生活相談室 【410-2182(火曜・金曜)

消費者トラブルのご相談を町外在住の専門相談員が 電話や相談室で受け付けます。相談無料で、秘密は必ず 守ります。

時 毎週火曜日・金曜日 ※年末年始、祝日は休み B 10時~13時、14時~16時

所 役場庁舎2階 消費生活相談室

相談内容振り込め詐欺、訪問販売、架空請求、環付金詐欺、 利殖商法、マルチ商法、キャッチセールスなど

相談の際は、契約書や領収書、契約の際の説明書類な どの資料をご用意ください。また、契約のきっかけや経 緯などを時系列に整理しておくと相談をスムーズに進 めることができます。

○仕事や生活(お金)に関する相談

問 新宮町しごと・くらし相談室 【080-2759-5994 (相談支援員専用ダイヤル)

就労やお金について悩みごとはありませんか。相談 は無料で、秘密は固く守ります。どんなことでも気軽に 相談ください。委託先の専門の相談支援員が、個室にて 相談に応じます。まずは電話してください。

時 毎週月曜日・木曜日(※年末年始、祝日は休 А み(祝日の場合は振り替えます)) 10時~12時、13時~16時

所 役場庁舎2階 しごと・くらし相談室

○仕事を探すとき

間 ハローワーク福岡東 672-8609

求人、求職の申し込みを受け付け、常用、日雇い、パー トタイム、心身に障がいがある人などの職業紹介や雇 用保険の給付業務を行っています。

○ ひとりで悩んでいませんか?

問 かすや地区女性ホットライン ┗401-5353

時 10時~17時(木曜のみ~19時) ※祝休 日・年末年始はお休みします

夫や恋人からの暴力、セクシャルハラスメント、夫 婦・家族のこと、子育て・仕事・人間関係などさまざまな ご相談に応じます。

福岡ジェンダー研究所の女性問題専門の相談員が担 当しています。

〈以下は広告スペースです〉



吉田総合法律事務所

福岡県弁護士会所属 弁護士 吉田 俊介

糟屋郡粕屋町長者原東 2丁目 1-10-4 ローソン長者原店そば

TEL:092-957-1400

〈重点取扱分野〉

- ・交通事故 ・相 続・不動産(賃貸、取引)
- · 企業法務 · 行政事件 · 刑事事件

■〈以下は広告スペースです〉

地域のみなさんが、気軽に立ち寄れる法律事務所

岡東部法律事務所

林田賢一 弁護士 弁護士 堀 良 一 井上滋子 弁護士 弁護士 吉村真吾 お気軽にご相談下さい!

福岡県弁護士会所属 |福岡東部法律事務所 ||検索



福岡市東区香椎駅前 2-15-3 稲光ビル 2 F

EL 092-662-126



○情報公開制度と開示請求

情報公開制度は、町政に関して「こんなことが知りた い、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図 面などの情報公開を求めることができる制度です。

利用できる人

町民だけではなく、誰でも利用できます。

開示できない場合もあります。

開示することで個人のプライバシーや団体の正当な 権利が侵害されたり、町政の公正かつ円滑な執行を妨 げたりする場合は、原則として開示できません。

費用負担 閲覧は無料ですが、写しや郵送を希望され るときは、費用負担が必要です。

広報•広聴

町からのお知らせや出来事などを、みなさんに知っ てもらうために、さまざまな広報活動を行っています。

○ 広報「Active新宮」

毎月1回発行し、町内の全世帯に戸別配布していま す。町の重要な施策やお知らせを掲載しています。 未着の場合は連絡してください。

また、町ホームページ、情報アプリマチイロでも読む ことができます。

○声の広報

視覚障がい者や高齢者など広報を読むことが難しい 人に大切な情報を届けます。音訳ボランティア「そよ 風」が町広報誌「Active新宮」の情報をCDに吹き込んで 貸し出しをしています。

貸出場所 役場健康福祉課

町立図書館、町福祉センター

○ 新宮町公式ホームページ

新宮町の紹介、シーオーレ新宮などで行われる各種講 座などの案内、申請書のダウンロード、施設案内、コミュニ ティバス時刻表、ごみの分別情報、例規集、契約・入札情報 など、まちづくりや暮らしなどの情報を掲載しています。 https://www.town.shingu.fukuoka.jp/ ※英語・中国語・韓国語にも対応しています。

新宮町公式LINE

防災情報や生活に関する情報など新 宮町の最新情報をお届けしています。

LINEのホーム画面から「QRコード」 をタップし、下記のQRコードを読み込

んでください。



○町勢要覧

町の概要、とりくみ、自然、歴史、文化、スポーツ、あゆ み、各データをまとめた冊子を作成しています。町ホー ムページに掲載しています。

○意見箱

役場1階に意見箱を設置し、みなさんからの町政・ま ちづくりについての提言などを受け付けています。



そ

の 他

情

報

新宮町消防団では、あなたの力を必要としています。私たちと一緒に地域の安心・安全を守りませんか。

入団資格 町内在住で18歳以上の人

申込先 役場地域協働課、新宮町消防団の各分団

統計調査員募集(随時)

問 政策経営課 **\962-0230**

統計調査員とは、国勢調査やその他さまざまな統計調査が実施される際に、調査対象を訪問し、調査票を配布、回収 する業務をする人です。

みなさんの協力で得られた調査結果は、国や自治体の施策決定の基礎資料になります。

基本的な仕事内容

調査員説明会への出席、調査票の配布・回収、回収した調査票の点検・整理・提出 ※国の統計調査が実施される時に、町から調査員の依頼のご連絡をします。

登録要件・原則年齢20歳以上の人

・調査内容など秘密の保持ができる人

報酬 各統計調査で決められた報酬額が支払われます。

申込方法 「登録申込書」を役場政策経営課に提出してください。

- 「登録申込書」の入手方法
- · 役場政策経営課
- ・町ホームページに掲載しています。

新宮町まちづくり活動支援制度

\963-173 間 地域協働課

新宮町における地域課題の解決や地域の活性化のために自主的に企画・取り組みを行っており、町に登録のある団 体に対し支援をします。

対象 次の5つの条件を満たす自主的に組織された団体

- ①営利を目的としない公益的なまちづくりを行う団体
- ②町内に拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体
- ③代表者および構成員の過半数が町内に居住または勤務している団体
- ④会則、構成員名簿、事業計画、予算、決算およびその他これらに類するものを整備し、示すことができる団体
- ⑤継続的に活動しているまたは活動予定の団体であって、活動内容等の公表に賛同できる団体
- (注)政治的または宗教的な目的をもった団体、暴力団またはその構成員の統制下にある団体は対象外です。

支援内容

- ①団体情報を広く町民に公開するため、町ホームページや町広報誌Active新宮などへの掲載、各種情報の収集・提供
- ②シーオーレ新宮およびそぴあしんぐうの施設使用料の一部減免
- ③まちづくり活動のなかで取り組む事業に要する経費の一部を助成

申請方法 団体登録や助成金の申請には条件があります。詳細は問い合わせください。



その

報

選挙・議会

選挙

○選挙管理委員会

選挙は、みなさんの意見を政治に反映させるための大切な制度です。民主主義の基盤である選挙が明るくきれいに行われるためには、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持った上で、選挙に参加することが大切です。

〇 選挙権

選挙権がある人は、日本国民で満18歳以上の人です。 新宮町で投票できる人は、住民基本台帳に基づいて、町 選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されてい る人です。

○選挙人名簿の登録の資格

- ・満18歳以上の日本国民
- ・住民票が作成された日(転入の届け出をした日)から、 引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人

○登録

定時登録 年4回(3·6·9·12月)選挙人名簿に登録 します。

選挙時登録 選挙が行われる場合は、その都度登録資格のある人を選挙人名簿に登録します。

○投票の方法

投票所入場券を送りますので、入場券を持って、所定の投票所で投票してください。心身の障がいなどで自 筆が困難な人は、代理投票や点字投票ができます。

○期日前投票·不在者投票

投票日に仕事や旅行などのため投票できないと見込まれる人は、投票日前に期日前投票ができます。また、 仕事などで一定期間町外にいる人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

○郵便などによる不在者投票

身体に一定の障がいがある人は、手続きをすれば郵便などにより自宅で投票ができます。

○ 在外選挙制度

外国にいながらでも、登録手続きをすれば、国政選挙 に限り投票することができます。



議会

議会とは

会議の開催

新宮町議会は、条例により毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。会議の招集は町長が行いますが、会期(会議の期間)の決定は議会が行います。

本会議

本会議は、議員全員が議事堂に集まって議案などを 審議し、町の最終的な意思を決める会議です。

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別 委員会があります。

常任委員会のうち、総務建設常任委員会と文教生活常任委員会は、議会の本会議で審議する案件の予備審査を行うための機関で、町の業務に合わせ所管事項を決めて専門的に審査します。議会広報常任委員会は広報誌「しんぐう議会だより」の編集と発行を行います。

議会運営委員会は、議長の諮問や議会の円滑な運営を行なうために置かれています。

特別委員会は、特定事項について必要がある場合に 議会の議決で設置され、目的を達成すれば、審査・調査 を終了します。

議員定数

条例定数 12人 現員数 12人 任期は4年です。

○傍聴のご案内

本会議・委員会の傍聴および手続き

本会議および各委員会の傍聴は予約不要ですが、委 員会の傍聴は委員会の許可が必要です。

傍聴を希望する人は、所定の場所で受付簿に氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席に入室してください。傍聴の定員は30人です。

また、町ホームページで当日の本会議の中継や、過去の録画を配信しています。パソコン、スマートフォンから、ぜひご覧ください。

○請願・陳情

町政に対する要望などの請願、陳情はいつでも誰で も議会に出すことができます。

議会は受理した請願を色々な観点から審査します。 その結果、採択されたものは町長などの執行機関に送り、町政に反映されるよう努めています。なお、請願の 提出には紹介議員が必要となります。

請願・陳情の受付締切は、各定例会の議会運営委員会 開催までとなっています。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。